

# 民主化政策

GHQは、日本の財閥・寄生地主制が軍国主義の温床になったとみて、それらの解体・改革を経済分野の民主化政策として重視した。財閥解体では、大資本家の財産が急減し、企業間競争を活発におこなう条件が整った。また、農地改革では、大半の農家が自作農に転化し、大地主は経済力と社会的威信を失った。

## ○経済の民主化

### ●財閥解体

GHQは、日本の財閥が軍国主義形成の要因の1つと考え、株式所有による財閥の傘下企業支配の一掃<sup>(1)</sup> \_\_\_\_\_ を目指した。

<幣原喜重郎内閣 | 1945年10月~1946年5月>

1945年11月、GHQは三井・三菱・住友・安田の資産凍結と解体を指令した。

<第1次吉田茂内閣 | 1946年5月~1947年5月>

1946年8月、<sup>(2)</sup> \_\_\_\_\_ が発足し、指定された持株会社・財閥家族から株式の譲渡を受けて、これを一般に売却した。

◇持株会社…他社の株式を所有し、その会社の事業活動を支配する会社



1947年4月、<sup>(3)</sup> \_\_\_\_\_

…(1)の一環として、持株会社・カルテル・トラストの禁止を定めた法律

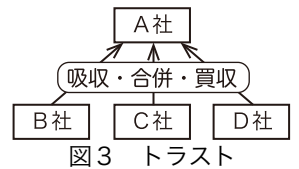
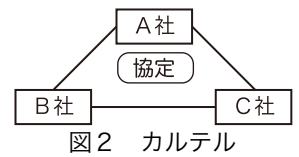
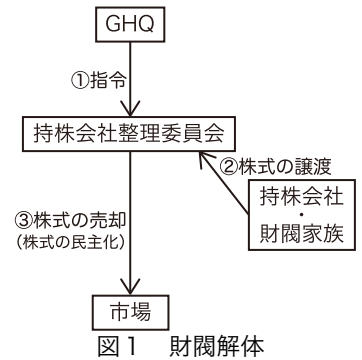
◇カルテル…会社同士が、相互の利益のために販売価格・生産量を調整すること

◇トラスト…同一業種の会社が、市場支配のために結合すること

<片山哲内閣 | 1947年5月~1948年3月>

1947年12月、<sup>(4)</sup> \_\_\_\_\_

…(1)の一環として、巨大企業への独占的な経済力集中の排除を定めた法律



### ●農地改革

GHQは、日本の農民層の窮乏を大陸進出の重要な動機の1つと考え、寄生地主制を除去し、自作農の増加を図る<sup>(5)</sup> \_\_\_\_\_ を目指した。

<幣原喜重郎内閣 | 1945年10月~1946年5月>

内閣は、第一次農地改革として農地調整法を改正したが、寄生地主制の解体の面で不徹底であり、GHQから撤回を命令された。

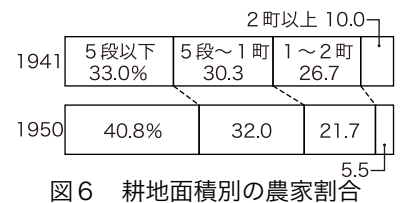
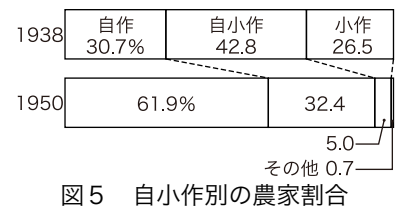
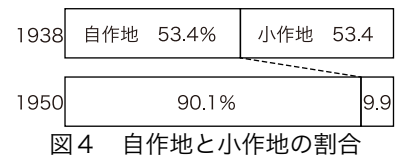
<第1次吉田茂内閣 | 1946年5月~1947年5月>

改革実施の細目を定めた基本法<sup>(6)</sup> \_\_\_\_\_ が成立し、第二次農地改革が実施された。

→北海道を除く地域では、不在地主の全貸付地や在村地主の貸付地のうち、<sup>(7)</sup> \_\_\_\_\_ 町歩を超える分は、国が強制的に買い上げ、小作人に安く売った。

⇒結果、農家の大半が1町歩未満の零細な自作農となった。

◇<sup>(8)</sup> \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ ) …改革で生まれた自作農のための組織



## ○労働と教育の改革

### ●労働組合の結成奨励

GHQは、日本の労働の低賃金構造を大陸進出の重要な動機の1つと考え、労働基本権の確立と労働組合の結成支援を目指した。

⇒労働三権と総称される以下の法律が制定され、労働省が設置された。

<幣原喜重郎内閣 | 1945年10月～1946年5月>

①1945年12月、<sup>(9)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…労働者の三権（団結権・団体交渉権・争議権）を保障した法律

◇労働組合の全国組織として、右派の<sup>(10)</sup> \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）、  
左派の<sup>(11)</sup> \_\_\_\_\_（\_\_\_\_\_）が結成

<第1次吉田茂内閣 | 1946年5月～1947年5月>

②1946年9月、<sup>(12)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…労働争議の自主的予防と解決の促進を図った法律

③1947年4月、<sup>(13)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…労働条件改善のため、8時間労働制などの最低基準を定めた法律

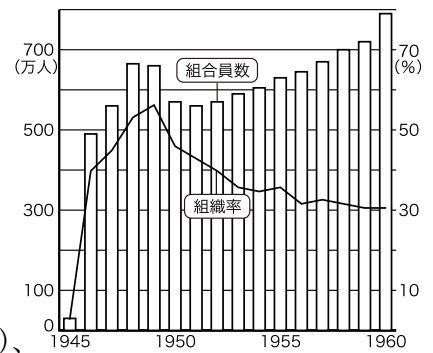


図7 組合員数と組織率



図8 戦後初のメーデー

### ●教育の自由主義化

GHQは、教育の自由主義化を民主化の重要な課題と考えた。

<幣原喜重郎内閣 | 1945年10月～1946年5月>

1945年10月、教科書の不適当な記述削除と軍国主義的な教員追放を指示した。

⇒さらに、「日本歴史」「地理」「修身」の授業停止と教科書の回収をおこなった。

◇1947年、民主教育の象徴的教科として<sup>(14)</sup> \_\_\_\_\_'を創設

<<sup>(15)</sup> \_\_\_\_\_内閣 | 1946年5月～1947年5月>

アメリカ教育使節団の勧告で、教育三法と総称される以下の法律が制定された。

①1947年3月、<sup>(16)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…義務教育9年制・教育の機会均等・男女共学などを規定した法律

②1947年3月、<sup>(17)</sup> \_\_\_\_\_ 制定

…単線型学校体系の六・三・三・四制などを発足させた法律

◇(16) (17) …これらに基づく教育の開始に伴い、議会で教育勅語の失効決議

<芦田均内閣 | 1948年3月～1948年10月>

③1948年7月、教育委員会法制定

…都道府県・市町村ごとに、公選による<sup>(18)</sup> \_\_\_\_\_ を設けさせた法律

…1956年から任命制に変化



図9 国民学校教科書



図10 墨塗り教科書